

平成 29 年度 神戸市防犯カメラ設置補助事業 【募集要項及び利用の手引き】

※本書は、補助事業をより効率的かつ適切に利用していただくためのポイントをまとめました。
応募をご検討の際に、必ずご一読ください。

募集期間

平成 29 年 4 月 24 日(月)～6 月 30 日(金) (必着)

問い合わせ・応募窓口

神戸市危機管理室

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

電話：078-322-6238 (平日 8:45～12:00、13:00～17:30)

FAX：078-322-6031

平成 29 年度神戸市防犯カメラ設置補助事業 募集要項

※本事業は兵庫県と協調事業です

1. 本事業の目的

地域における防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取り組みを支援するため、自治会などの地域団体が行う防犯カメラの設置に要した経費の一部に対して補助します。この事業における防犯カメラとは、**犯罪の予防を目的として**常設する映像撮影機器であって、映像の記録機能があるもののことを言います。

2. 補助額

(1) 既存の建物や施設等にカメラを設置 ⇒ 1カ所あたり **15万円(上限)**

(2) 自立柱(ポール)を設置し、カメラを設置 ⇒ 1カ所あたり **25万円(上限)**

※兵庫県の補助(8万円)を受ける場合は、その額を差し引いた金額(7万円または17万円)が上限です。

・**まず既存の建物や施設等にカメラを設置することを検討してください。**

- ・この補助制度での「1カ所」とは、ある場所に設置した単一の防犯システムを言います。例えば、ある場所で撮影方向の異なる2台の防犯カメラを設置し、1台のレコーダーに接続する場合も1カ所とします。判断が難しい場合は、危機管理室にご相談ください。

3. 募集箇所数

約 250カ所

※防犯カメラの設置をより広く地域に普及させていくため、応募状況や応募内容により、すべての応募箇所を補助採択できない場合があります。

4. 応募方法、その他補助要件等

兵庫県の制度に準じます。以下の内容は、「平成 29 年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業募集のご案内」でご確認ください。

内 容	「兵庫県防犯カメラ設置補助事業募集のご案内」該当箇所
応 募 方 法	1 ページ目の「2 募集期間・応募方法」をご覧ください ※応募に必要な書類は上記に記載の書類に加えて、 複数の設置業者(2~3社程度)の見積書を提出してください。 ※応募書類は設置業者等ではなく、 応募団体が提出してください。
補 助 対 象 経 費	1 ページ目の「3 補助額等」をご覧ください
補 助 対 象 期 間	
補 助 対 象 団 体	2 ページ目の「4 補助の要件」及び本紙「募集要項及び利用の手引き」 3 ページの「 応募に関する確認事項 」ポイント①~⑤をご覧ください
撮 影 場 所	
設 置 機 器 の 機 能 要 件	
そ の 他 補 助 要 件	
留 意 事 項	3 ページ目の「5 その他手続きに関する留意事項」をご覧ください

応募に関する確認事項

今年度の応募に関しては次のポイント①～⑥について、必ずご確認をお願いします。

ポイント①

地域における継続的な自主防犯活動の実績があり、かつ、今後の防犯活動が見込まれる団体が補助対象団体になります

ポイント②

防犯カメラの撮影に関係する地域の合意を必ず取得してください

- ・防犯カメラの撮影場所は道路、公園などの公共の場所とします。
- ・防犯カメラは、不特定多数の個人の行動を撮影・記録するものであるため、**地域の住民や個人のプライバシーに対する配慮が必要です**。また、住宅などの私的な場所が撮影されないように撮影範囲を必要最小限にする必要があります。地域でトラブルが発生しないよう、撮影映像に住宅等が入る場合は、必ずその住民等に説明をして、同意を得るとともに、各団体の総会や役員会などで**地域住民の合意を得た上で応募**をしてください。
- ・撮影場所や設置場所に隣接する地域との間でも、合意を得ておくことが望ましいです。

ポイント③

設置場所の許可を得るために、事前に相談をしてください

- ・設置場所が私有地の場合は、その所有者と事前に相談し、許可を得てください。
- ・設置場所が道路や公園の場合は、下記の建設事務所に事前にご相談ください。

該当区	所管事務所	電話番号
東灘区・灘区	東部建設事務所	854-2191
中央区・兵庫区	中部建設事務所	511-0515
北区	北建設事務所	981-5191
長田区・須磨区	西部建設事務所	742-2424
垂水区	垂水建設事務所	707-0234
西区	西建設事務所	912-3750

ポイント④

複数の設置業者から見積書を取り寄せ、見積り合わせをしてください

- ・地域での費用負担を減らすことや、設置後の維持管理を考慮し、市内の業者を含む複数の業者（2～3社程度）で見積り合わせをしてください。
- ・設置業者はご自身でお近くの電器店や家電量販店などでお探してください。危機管理室または各区役所まちづくり課・まちづくり支援課の窓口で設置業者一覧表（参考）も配布しています。

応募に関する確認事項

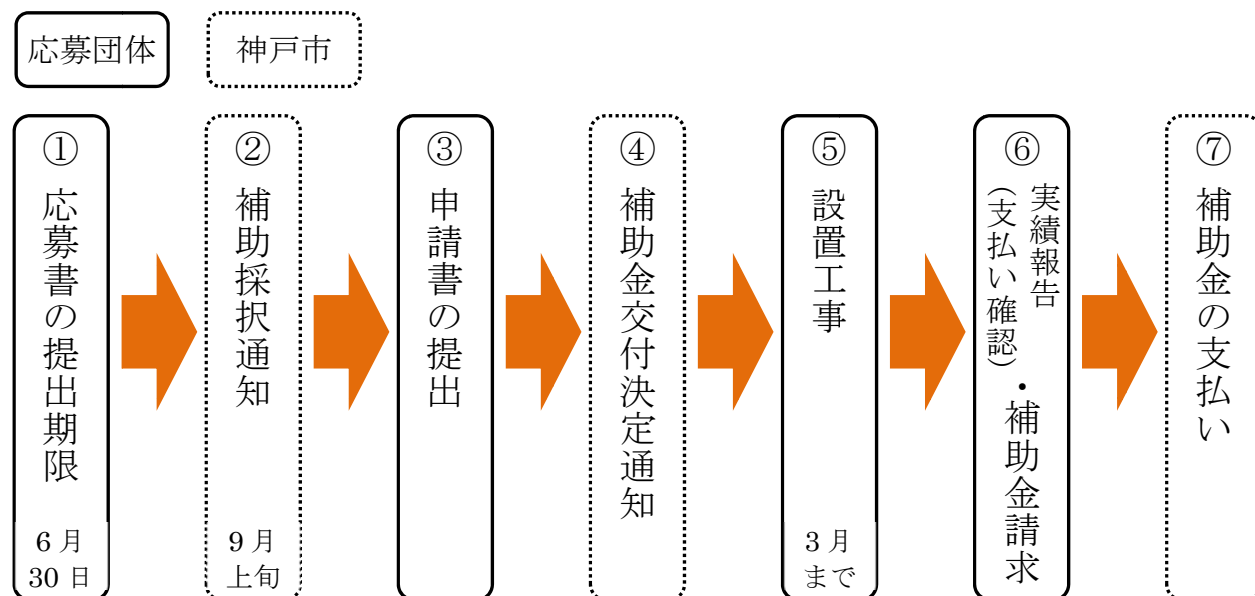
ポイント⑤

この補助制度において、以下の場合には補助対象外になります

- (1) クリーンステーション（家庭ごみの集積場）を撮影するなど、不法投棄防止目的である場合
※「不法投棄防止のための地域活動支援制度」をご利用ください。
（ 問い合わせ先：環境局事業系廃棄物対策部 電話：322-6832 ）
- (2) 商店街・小売市場の防犯目的である場合
※「商店街・小売市場共同施設建設等補助金」をご利用ください。
（ 問い合わせ先：経済観光局商業流通課 電話：322-5336 ）
- (3) 私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、事業所等）の管理目的である場合
- (4) 公有財産（自治会館等）の管理目的である場合
- (5) 既存のレコーダーに接続するため、防犯カメラのみ新たに購入し、設置する場合

ポイント⑥

応募後の手続きの流れ



提出する応募書は兵庫県ホームページからダウンロードできます。

兵庫県 防犯カメラ

検索